○農林水産省告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字磐戸字桧ノ沢乙五八四、吾妻郡中之条町大字上沢渡字柿ノ多一八七九の三、一八七九の四、一八八八の一、字城ノ越一九五九の二、一九六〇の一、一九六一、一九六二の一、一九六三、一九六八、一九六九、一九七〇の一、一九七〇の三、みどり市東町花輪一八七八、一八七九、一八八〇の一、一八八〇の三、一八八〇の四、一八八一から一八九四まで、甲一八九五の甲、甲一八九五の乙、乙一八九五、一八九六から一八九九まで、一九〇〇の一から一九〇〇の三まで、一九〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桧ノ沢乙五八四、字柿ノ多一八七九の四・一八八八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字城ノ越一九六〇の一・一九六一・一九六二の一・一九六三・一九七〇の一・一九七〇の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びにみどり市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町大里字てつかふ一一四一の四

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市宮守町達曽部八地割二三の一、二三の二、一〇地割四五の一（次の図に示す部分に限る。）、四五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町七ツ森一六の二四八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市附馬牛町安居台三地割八六、八七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字小白川字竜ヶ嶽三三一七の四、三三一七の五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町中川字堀ノ内二〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀ノ内二〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）